2018年3月　1日　　No.123　　発行責任者　田中　孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第１２３号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

格差是正判決を勝ち取る

郵政２０条裁判・西日本でも勝利

２月２１日、郵政ユニオンの組合員が提訴していた西日本２０条裁判で、大阪地裁は年末年始手当、住居手当、扶養手当を１００％認める画期的な判決を出しました。昨年９月１４日に東京地裁で出された夏期休暇、冬期休暇、病気休暇の判断は避けているものの、大きな前進です。

判決の翌日、朝日、毎日、日経、読売、東京、産経、赤旗は大きく取り上げて報じました。各新聞とも非正規労働者への格差是正の取り組みが社会的にも重要と書いています。二日後の２３日には朝日と毎日が社説にも取り上げていました。

朝日新聞の社説は、「正社員と非正社員の格差是正を促した注目すべき判決だ。・・・格差の固定は働く意欲を減退させ、低賃金は消費の低迷にもつながる。正社員と非正社員との不合理な待遇格差の解消は、国の課題だということを忘れてはならない」としています。

毎日新聞の社説は、「非正規労働者の処遇をめぐる『不合理な格差』について踏み込んだ司法判断が示された。企業はいっそうの意識転換を迫られよう。・・・政府と企業、労働組合は今回の判決を重く受け止め、格差是正に向けた取り組みを急ぐべきだ」としています。

朝日、毎日の二大紙が社説に取り上げる程今回の判決は大きな意味があります。会社は東京地裁判決、大阪地裁判決を重く受け止めて早期に格差是正を行うべきです。

私たちはこの判決を郵政の職場に全面的に適用させる運動を強化していくと共に、日本社会全体の格差を是正させていきましょう。

大阪地裁前に２５０人駆けつける

判決後の報告集会で森博行弁護士は、「東京地裁をベースにしてさらに一歩前進している。郵政のみならず、他の一般企業に与える衝撃は大きい」と述べています。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか